

全国健康保険協会佐賀支部「がばい健康企業宣言」優良企業認定制度実施要綱

（目的）

第1条 事業主が主体的に従業員の健康管理に取り組むといった所謂「健康経営」的な手法の観点から、「がばい健康企業宣言」を行った全国健康保険協会佐賀支部（以下「当支部」という。）の適用事業所を支援することにより、従業員の健康状態を把握し、事業所の健康づくりの環境整備を実践する事業所を増やすことを目的とする。さらに、事業所の健康づくりへの取り組み内容や保有するデータ等を活用し、取組み等が優良な事業所を優良認定事業所に選定することで、事業所の健康づくりへのモチベーションの向上を図るものとする。

（「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標である。）

（定義）

第2条 この要綱において、「事業所」とは、当支部に適用されている事業所をいう。

（認定要件）

第3条 全国健康保険協会佐賀支部「がばい健康企業宣言」優良企業認定制度（以下「本認定制度」という。）の対象となるのは、実施される年度の前年度（以下「評価年度」という。）の取組みについて、以下の各号のすべてを満たした事業所とする。

- （1）評価年度の9月までに本事業へのエントリーをしていること
- （2）実施結果レポート（様式1）の必須項目および選択項目の過半を満たしていること。
- （3）誓約書（様式2）を提出していること

（認定）

第4条 当支部の支部長（以下「支部長」という。）は、実施結果レポート等により審査を行い、第3条に掲げる要件を満たしていると確認できた場合は、これを認定し、「認定証」を当該事業所（以下「認定事業所」という。）に交付するものとする。

- 2 通算の認定回数に応じて、5回以上を「金」、3回から4回を「銀」、1回から2回を「銅」の認定事業所とする。
- 3 「金」、「銀」、「銅」の認定事業所にかかる認定証デザインは別紙1から3のとおりとする。
- 4 第1項の規定による本認定制度の有効期間は、認定証の認定期間に示された年月日までとする。

（実施時期）

第5条 この認定制度は、1年度に1回実施する。名称は「がばい健康企業宣言 優良企業 ○○」（○は実施年度）とする。

（認定の取消）

第6条 支部長は、認定事業所が次の各号に該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をした場合
- (2) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有している場合
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けた場合
- (4) 支部長が認定を取消すべき事由があると判断した場合

(公表)

第 7 条 支部長は、第 4 条の規定による認定、又は、第 6 条の規定による認定の取消しをしたときは、当該事業所を当支部のホームページに公表するものとする。

(調査・報告)

第 8 条 支部長は、第 6 条に関する事務の遂行に関し必要な限度において、認定事業所に対し、報告を求め、調査をすることができるものとする。

(個人情報の保護)

第 9 条 支部長は、認定の事務に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



がばい健康企業宣言
優良企業 20〇〇



認 定 証

様

貴社は、全国健康保険協会佐賀支部が実施する「がばい健康企業宣言」において、従業員の健康づくりを企業ぐるみで積極的に支援するなど、優れた取り組みを実施されていることから、「がばい健康企業宣言 優良企業 20〇〇」として認定致します。

※認定期間：令和 年 月 日まで

年 月 日

全国健康保険協会佐賀支部
支部長



がばい健康企業宣言
優良企業 20〇〇



認 定 証

様

貴社は、全国健康保険協会佐賀支部が実施する「がばい健康企業宣言」において、従業員の健康づくりを企業ぐるみで積極的に支援するなど、優れた取り組みを実施されていることから、「がばい健康企業宣言 優良企業 20〇〇」として認定致します。

※認定期間：令和 年 月 日まで

年 月 日

全国健康保険協会佐賀支部

支部長



がばい健康企業宣言
優良企業 20〇〇



認 定 証

様

貴社は、全国健康保険協会佐賀支部が実施する「がばい健康企業宣言」において、従業員の健康づくりを企業ぐるみで積極的に支援するなど、優れた取り組みを実施されていることから、「がばい健康企業宣言 優良企業 20〇〇」として認定致します。

※認定期間：令和 年 月 日まで

年 月 日

全国健康保険協会佐賀支部

支部長